



Q1 会員証の有効期限はありますか？

A：有効期限はあります。但し、熊本市子ども会連合会の会員登録を続けている間は、ご利用中の会員証をそのまま利用できます。会員登録が終了されたら、必ず会員証の破棄処分をお願いします。子ども会では回収いたしません。

Q2 会員証を紛失したので、再発行はできますか？

A：再発行できます。その場合は、市町村子連から再発行いたします。

Q3 会員証が破損したので、再発行できますか？

A：再発行できます。その場合は、市町村子連から再発行いたします。



Q4 子どもが子ども会会員です。会員でない家族でも会員特典が利用できますか？

A：原則できません。あくまでも、会員のみ特典の利用ができます。但し、協賛施設によっては、「会員証提示で〇名まで利用できる」等の場合もあります。利用される前に、それぞれの協賛施設の利用方法をご確認ください。

Q5 施設で会員証を忘れたことに気づきました。特典を受けられますか？

A：会員証の提示が条件の施設では、提示がなければ利用できません。

Q6 スマホに保存した会員証の写真で特典を受けることができますか？

A：できません。

Q7 子ども会会員証と他団体割引の併用はできますか？

A：できません。特典の内容によって使い分けをお願いします。

Q8 苗字がかわりました。新しく発行できますか？

A： できます。その場合は、市町村子連から改めて配付いたします。



Q9 協賛施設は、どこで調べることができますか？

A： 熊本県子連のホームページの協賛事業→協賛施設一覧をご覧ください。

【熊本県子ども会連合会 検索】

または <https://www.kodomo-kai.or.jp/kumamoto/>



Q10 協賛施設を利用中にケガをしました。子ども会の安全共済は使えますか？

A： 個人や家族での利用の場合は、全子連安全共済の適用はありません。単位子ども会等で年間計画に位置付けられた活動においてのみ安全共済や賠償責任保険が適用されます。

Q11 育成者（父母等）ですが、年度途中でも会員登録はできますか。

A： 大歓迎です。まずは、お近くの市町村子連にご連絡いただき、登録に必要な情報や年会費を納入ください。登録された方には、会員証をお渡しいたします。

※育成者は、子どもをもつ親（父母）はもちろんのこと、地域に住むすべてのおとなの人々をいいます。【全国子ども会連合会 子ども会用語集より引用】

会員の皆様のわかりやすい「Q&A 集」になるように、バージョンアップも考えています。ご質問やご意見があれば、気兼ねなく市町村子連事務局または熊本県子連事務局までお願いします。